

# メディカルフィットネスクラブ ウイング呉 会員規約

## 第一章 総 則

### 第1条 (名称・所在地)

本クラブは、「メディカルフィットネスクラブ ウイング呉」(以下「クラブ」という)と称し、所在地は呉市宝町2番50号ゆめタウン呉レクレ館4Fにおきます。

### 第2条 (運営・管理)

クラブの運営及び管理は、本会則及び別に定める規則に基づき、医療法人社団 飛翔会が行います。

### 第3条 (目的)

クラブはスポーツを通して会員の体力向上、健康維持管理をはかり、生きがいの創造に寄与するとともに、健全な社交の場として会員の相互親睦と生活の質の向上を目指すことを目的とします。

## 第二章 会 員

### 第4条 (会員の名称、入会資格及び権利)

- 1 クラブは会員制とします。
- 2 クラブ会員の名称、入会資格及び権利は次のとおりです。

名称	入会資格	権利
フィットネス会員	一般個人	有料系は別途料金
フィットネスプラス4会員		有料系は30分×4回 組み合わせ自由
フィットネスプラス6会員		有料系は30分×6回 組み合わせ自由
フィットネスプラス8会員		有料系は30分×8回 組み合わせ自由
パーソナル4会員		有料系は30分×4回 組み合わせ自由 ジム/スタジオ利用は無し
パーソナル6会員		有料系は30分×6回 組み合わせ自由 ジム/スタジオ利用は無し
パーソナル8会員		有料系は30分×8回 組み合わせ自由 ジム/スタジオ利用は無し
メディカル会員(A/B)		クラブが定める 医療保険適用と判断された個人
メディカルプラス4会員(A/B)	クラブが定める 医療保険適用と判断された個人	有料系は30分×4回 組み合わせ自由
メディカルプラス6会員(A/B)	クラブが定める 医療保険適用と判断された個人	有料系は30分×6回 組み合わせ自由
メディカルプラス8会員(A/B)	クラブが定める 医療保険適用と判断された個人	有料系は30分×8回 組み合わせ自由
法人会員	法人及びクラブが認めた団体	有料系は別途料金

クラブの営業時間内は、  
常時クラブを利用可能。  
平 日：9：00～20：45  
土日祝：9：00～18：00  
休館日：木曜日、夏季、年末年始

## 第5条（会員資格条件等）

クラブの審査により適当と認められた個人及び法人が会員となる資格を有します。

- I 満16歳以上の方。
- II 刺青（ファッションタトゥーを含む）などをしていない方。
- III 暴力団関係者等に準ずる者またはその構成員、その他の反社会的勢力ではない方。
- IV 心身ともに健康で、過去に重大な病気歴がなく、医師等に運動を禁止されておらず、伝染病疾患のない方。
- V 過去の会費、事務手数料、利用料金等について未払いの債務のない方。
- VI 過去に除名、またはこれに準ずる処分を受けたことがない方。
- VII 妊娠中ではない方。
- VIII クラブ第3条の目的遂行上不適当と認めた人は入会も利用もできません。

## 第6条（入会手続）

- 1 クラブ入会希望者は、所定の申し込み手続を行いクラブの承認を得た上で、個人及び法人会員においては所定の入会金・事務手数料及び会費を、クラブに納入していただきます。また、必要により医師の意見書の提出を求められることがあります。
- 2 未成年の方が入会するときは、クラブが特に認めた場合を除き、親権者の同意を得たうえで、所定の申し込み手続を行っていただきます。この場合、親権者は自らが会員か否かに関わらず、本会則に基づく会員としての責任を本人と連帯して追うものとしします。

## 第7条（会員カード等）

- 1 クラブは、会員に対しメンバーコード（QRコード）を発行します。
- 2 会員がクラブを利用するときは、必ずメンバーコードまたは会員カードを提示してください。
- 3 会員が会員カードを紛失した場合は、速やかにクラブへ届け出てください。なお、会員カードを紛失された場合は、所定の手続をしていただいたうえで、手数料をいただき再発行させていただきます。
- 4 会員はメンバーコードを、第三者に貸与又は譲渡（共有・相続を含む）することはできません。

## 第8条（会員以外の施設利用）

クラブが必要と認めた場合は、会員以外の人に施設を利用させることができます。

## 第9条（諸規則の遵守）

会員及び前条の利用者は、本規約及びクラブが別に定める規則（以下「諸規則」という）に従わなければなりません。

## 第10条（会員資格の喪失）

会員は次の場合に、その資格を喪失します。

- I 死亡
- II 第11条による退会
- III 第12条による除名
- IV 法人会員契約が終了したとき
- V クラブが閉店した場合

## 第11条（退会及び休会、会員種別変更等の届出）

- 1 会員が退会及び休会、会員種別を変更するときは、クラブが定める期日までに、所定の手続をもってクラブに届け出ることにより、翌月から適応されるものとしします。
- 2 退会の場合、会費・利用料金等の未払いがある場合は、これを完納しなければなりません。
- 3 休会の場合、一年間に一回、期間は最長6ヶ月を限度とし、休会費をいただきます。
- 4 体調不良や病气・怪我で医師より一時的に運動の停止を告げられた際、最大5年間無料にて休会できるものとしします。ただし、休会・復会の際は、医師の判断を記入した所定の用紙の提出が必要となります。休会期間が5年以上となる場合は、継続意志の確認を行い、必要な手続をいたします。

## 第12条（除名）

会員並びにその他施設利用者に、次の各号のいずれかに該当する行為があった場合、クラブは、該当会員の会員資格を喪失させることとします。

- I クラブの名誉を毀損したり、他の会員またはスタッフに対し暴言及び暴力行為（侮辱、恫喝、脅迫、殴る、蹴る、強く押す、掴む等も含む）などの著しく迷惑となる行為があったとき
- II 盗撮、盗聴、痴漢、覗き、露出、唾を吐く等、法令または公序良俗に反する行為があったとき
- III 酒気を帯びてクラブの施設内に入場、または施設を利用したとき
- IV 危険物（刃物、花火などを含む爆発物、有害な薬品など）及び不衛生な物（異臭を放つ物など）を持ち込んだとき
- V 許可なく施設の設備や特定のエリア等を長時間占拠した場合
- VI 本規約及び諸規則に違反したとき
- VII 会費その他の諸費用の支払いを怠りクラブより督促を受けてもなお所定の期日までに支払いのないとき
- VIII 故意にクラブの施設、設備を毀損したとき
- IX その他著しく会員にふさわしくない行為があったとクラブが認めたとき
- X 入会申込書の記載に偽りがあることが明らかになった場合
- XI クラブの施設内において、商行為、営業活動、布教活動、政治活動等を行った場合

## 第13条（損害賠償責任免責）

- 1 クラブは会員がクラブの施設内に入場した後に生じた傷害、盗難等の人的、物的事故については、クラブに故意または過失がある場合を除き、当該傷害等に対する責を負わないこととします。
- 2 会員同士の間が生じた怪我や事故、係争やトラブルについては、クラブに故意または過失がある場合を除き、一切関与せず当該事項等に対する責を負わないこととし、会員同士の責任と費用においてこれを解決するものとします。

## 第14条（会員の損害賠償責任）

- 1 会員は、クラブの施設内に入場した後、自己の責に帰すべき事由により、クラブに損害を与えた場合には、速やかに、クラブの請求に基づいて、その賠償の責を負うこととします。
- 2 未成年の会員の保護者は、前項の定めに基づいてその会員と連帯して賠償の責を負うこととします。
- 3 前2項の規定は、第8条の利用者にも準用します。

## 第15条（変更事項）

会員は、氏名、住所、連絡先、銀行等口座番号その他入会申込書記載事項に変更があった場合は、速やかにクラブに届け出るものとする。

## 第16条（会員情報の収集・利用・提供及び登録に関する同意）

会員は、申し込み時に会員が記入する氏名・生年月日・住所・電話番号等の情報（以下「会員情報」という）の収集・利用・提供及び登録に関し、次の内容に同意するものとします。

- 1 クラブは、会員情報を厳重に管理します。
- 2 クラブは、会員情報を本会則に従い、クラブの運営に利用します。運営業務とは、メンバーコードや更新案内の送付、会員誌などの定期刊行物の送付、その他、各種ご案内などの送付を言います。
- 3 クラブは、会員に対してより良好なサービスを提供するために会員情報のうち特定個人を識別することができない方法により会員情報を統計データとして開示することがあります。
- 4 前項に定める場合の他、法令に基づく要請等正当な理由がある場合には会員情報を第三者に開示することがあります。
- 5 クラブは、会員から申告された会員情報に基づいて対応するものとし、会員が会員情報をクラブに正しく申告しなかったことに起因して、会員に生じた不利益について、クラブは責を負わないものとします。

## 第三章 入会金・事務手数料及び会費等

### 第17条（入会金等）

入会金・事務手数料は、理由の如何を問わず返還いたしません。

#### 第 18 条 (利用料金等)

- 1 利用料金及びその他の料金 (以下「料金等」という) は、クラブが別に定め、掲示します。
- 2 一般個人会員、メディカル会員はクラブが定める月会費を、所定の方法により納入しなければなりません。
- 3 法人会員はクラブが定める年会費を、所定の方法により納入しなければなりません。
- 4 支払われた会費及び料金等は、理由の如何を問わず返還いたしません。

#### 第 19 条 (入会金・事務手数料、会費、料金等の変更)

クラブは、入会金・事務手数料、会費及び料金等を変更することができます。この場合、変更前に掲示等により会員等にお知らせします。

#### 第 20 条 (休業又は閉鎖)

クラブは、次の事由により、施設の全部又は一部を休業もしくは閉鎖することがあります。

- I 天災・地震等その他やむを得ない事由により開場が不可能なとき
- II 施設の増改築、補修、改修又は点検を行うとき
- III 法令の制度改廃又は行政指導に基づくとき
- IV 社会情勢の著しい変化があったとき又はその恐れがあるとき
- IV 経営上重大な事由があるとき
- V その他前各号と同等と認められる事由が生じたとき

#### 第 21 条 (利用制限)

クラブは、競技会、スクール、講習会、その他クラブの企画する行事を開催する場合、並びに運営管理上必要と認めた場合には、施設の全部又は一部の利用もしくは利用時間を制限することがあります。

#### 第 22 条 (管轄裁判所)

クラブの運営、管理について、会社又は会員に係る損害につき紛争が生じた場合は、会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所を、合意管轄裁判所とします。

## 第四章 補 則

#### 第 23 条 (規約等の改正)

- 1 本会員規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な事項はクラブがこれを定めます。
- 2 クラブは、予告することにより、本規約及び諸規則を改正、変更もしくは開始することができます。

## 附 則

#### 第 24 条 (施行期日)

本規約は、令和 5 年 (2023 年) 5 月から施行します。

第 4・7・12・16 条については一部を変更し、令和 8 年 (2026 年) 5 月から施行します。